

## 一向一揆史料断簡文書の発見について

松原 信之

はじめに

昭和四十二年八月、越前海岸地方の古文書調査の際、計らずも丹生郡越廼村居倉の山本九郎右衛門家文書中より一向一揆に関する貴重な文書が発見された。しかし文書の後尾は欠けて、年月日も不明な断簡であって、その文書の年代は直ちには推定出来なかったが、内容を詳細に検討した結果、天正二年（一五七四）二月下旬頃の一向一揆訴状であることがほぼ確定された。

この山本家文書については既に京都大学国史研究室が調査を行っているが、この文書は先にも述べた如く、後尾が欠けて年月日が不明であったこと、当家の古文書の包み紙として利用されていたためか『丹生郡古文書目録』には記載されていなかった。

さて次にこの文書の内容を紹介し検討を進めながら「天正二年二月下旬」の文書とした年代推定の論拠を始め、この文書のも

つ資料としての歴史的意義を考えて見たい  
と思う。

はじめにその全文を掲示しておく。

乍恐以一書申上候

(a条)

一、末野村立神清右衛門(立神右衛門)が申者村人理不

尽(乱懸)ニ討捕申其上家中悉致濫妨致放火候

殊立清儀者去年拾月十四日ニ以墨付

御門跡様江御理為申上者之儀候とも無

如在者尋廻討捕申候条村人被為召上被

成御糺明急度被仰付候者可忝存候御事

(b条)

一、府中板屋父子共ニ是も理不尽ニ不及

糺明寄事左右被討捕之儀如何可有御座

候(候カ)□殊被仰付候市石源内者落行申候て

無如在板屋儀被候事迷惑之旨親類共申

御事ニ候条常楽寺門徒中存分有之儀ニ

御座候何も被召出急度被仰付候者生々

世々難有可存候御事

(c条)

一、円宮寺方申者御門徒雖為坊主分去十

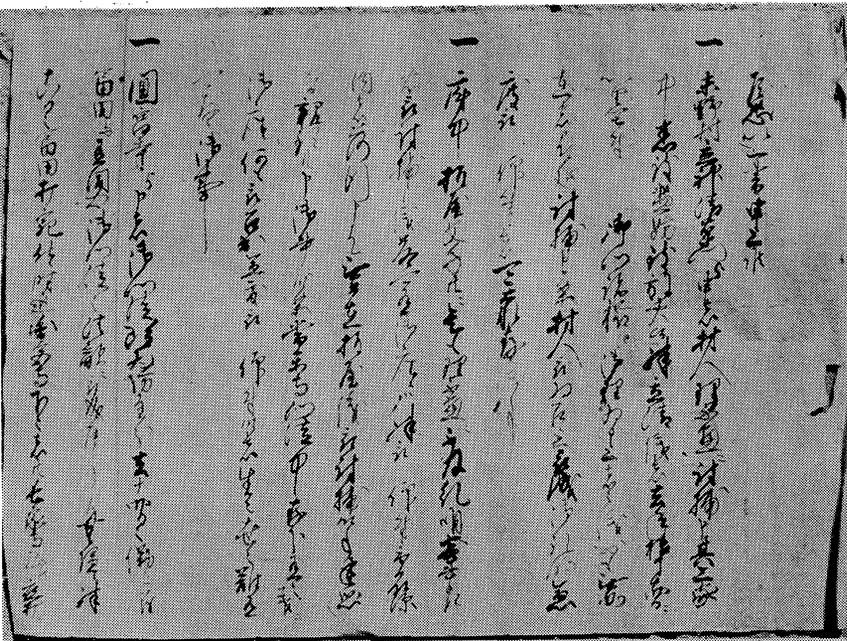
四日之働ニ茂富田方有同心御門徒之法

敵ニ被成罷事ニ候無隠候殊十八日之富

田打宛仕候時迄円宮寺下々者共長泉寺

山江夜打ニ……(後尾欠)

松原 一向一揆史料断簡文書の発見について



この文書は文体からして訴状と見られるが、文中に御門跡様、常楽寺、円宮寺などの寺名が見えることから、普通一般に考えられる百姓間の紛争に関する訴状ではなく、明らかに本願寺系の宗門に関するものと判断される。この様な観点から検討した結果、年代考証のきめ手となつたのが第c条である。従つて、朝倉始末記の記述によつて、まずその背景となる当時の越前状勢を眺め、同時にc条を中心として時代考証を進めたいと思ふ。

文書の時代考証

中世末期、戦国時代の覇者として次第に抬頭してきたのが、云う

までもなく尾張出身の織田信長であった。永禄十一年（一五六八）、信長は將軍義昭を奉じて上洛すると、越前の朝倉義景等にも、しきりに上洛をうながしたが、義景はこれに応じようとせず、遂に信長と義景の反目になった。元龜元年（一五七〇）の姉川の合戦を経て、天正元年（一五七三）八月には信長の越前攻略が始まったのである。刀禰坂の戦で主将のほとんどを失った義景は一乗谷に帰城したが防戦の策なく、大野郡に逃れた。しかし一族朝倉義鏡の離叛によって、同年八月二十日、義景は六坊賢松寺で自害して朝倉氏はここに滅亡したのである。

信長は越前を平定すると朝倉方の降将前波九郎兵衛吉継を守護代として一乗谷に置き、明智・津田・木下の三人衆を北庄に、富田長秀を府中城に置いて越前を治めしめた。その後間もなく前波吉継は桂田播磨守長俊と改名したが、俄かに一国の守護となったため過分な振舞が多く、周圀から執心を集める結果になった。

一方、府中城主富田長秀は信長の伊勢・長島攻めにも比類のない働きをしたにもかかわらず、さほどの恩賞にも預からなかつたことを不服として、桂田長俊を攻め亡ぼし一国を我物にしようとした企んでいた。そして翌天正二年正月、富田勢は急拠一乗谷を襲ったため桂田長俊は遂に同月二十日自殺し、桂田一族類葉も悉く誅伐された。信長の配下として北庄に在った三人衆も越前から脱出し、ここに越前一国は富田長秀の掌中に落ちたのである。

しかし疑心暗鬼の長秀は魚住備後守景固父子を謀殺し、勢に乗じて振舞う所業は次第に人望を失う結果に至った。この様な状況の中に同正月下旬、越前の一向一揆が富田退治を名目に蜂起し、加賀より惣大将として七里三河守を迎えた。一揆は富田に従う武将の居館を次々に襲って、これを滅ぼした。

「斯里ケル処ニ同二月十四日（筆者傍点）（天正二年）大将七里三河守国中ノ一揆等ヲ謀合ヒ府中近辺へ推寄在々所々ニ陣取ケリ」（朝倉始末記）

とあり府中近辺の戦斗では富田勢が勝利を収めて、一揆側は二三千計も討捕られたようである。文書c条項の「去十四日之勳」にも大塩の円宮寺が富田と同心して「御門徒之法敵」になったと記しているのは、こ

の府中近辺の戦斗を意味するものと考えられる。

さらに勝に乗じた富田勢は鯖江の長泉寺山に在陣する安居孫三郎景健、織田三郎景胤に夜討をかけ、翌十八日に再び山上に攻め登ったが、急に心替わりした小林三郎二郎吉隆に背後から鉄炮を討たれて落馬した所を頸をはねられてあえなくも二十四才で落名した。

c条項中の「殊十八日之富田打宛仕候時迄円宮寺下々者共長泉寺山江夜打（筆者傍点）」はこの長泉寺攻めと富田打死を指していることは明らかである。この文書がしたためられた時点は「去十四日云々」とか「殊二十八日云々」とあることから少なくともこの直後のことで、『天正二年二月下旬』頃の文書だと推定されたわけである。

以上の如くc条の記述は朝倉始末記の記述とその日附内容がまったく一致する。このことは従来朝倉始末記の史料としての信頼性にいささか疑を持たれていたのが、このc条の記述によって始末記の史料価値が逆説的に傍証されたことになる。勿論始末記の内容も古い時代の記述に遡れば、そ



となのか。直接の下手人立石源内も逃げてしまつて、今はどうしようもない。全く迷惑な話だ」と云っているが、一方常楽寺門徒の方も「この事については充分に言いたいことがある」と云っているから両方を呼び出して、はっきりと仰付けて下されば誠に有難いことだ」と云う意味であろう。

#### c 条解説

c 条項の解説については既に時代考証の所で一部触れているので、ここではまず円宮寺に関して少しばかり記述して見たい。

もと円宮寺は武生の南、六軒の所にある大塩八幡宮の別当職にあつて天台宗に属していたものが、文明の頃、真宗に帰したと云う。以前は八幡宮の近隣である下温谷にあつたが、現在の武生市内に移転したのは府中本多時代の慶長十八年（一六一三）の事であつた。現在は真宗大谷派に属し、南条郡一带に旧末寺や多数の門徒を擁した大坊である。天正二年（一五七四）当時は恐らく大塩の下温谷にあつたものであろう。c 条の文意は「円宮寺は坊主分でありながら富田の味方をして、御門徒の法敵になつた事実は紛れもないことで、十八日の富田長秀の打死までは円宮寺配下の者達が、

本願寺側の拠点である長泉寺山へもしきりに夜打をかけた」と云う意であろう。

これによれば本願寺系寺院といえども、かならずしも七里三河守を惣大将とする一向一揆を全面的に指示していたものではないことが知られ、大きな内部分裂のあつた様子がおぼろげながら窺える。

しかしながら富田長秀側の思いがけない打死によって形勢は逆転したが、元来円宮寺は本願寺末坊であつたため、その後直ちにゆるされて、結局は一揆側に帰属したものであろう。翌天正三年八月、信長の再度の越前攻略に対しては、一揆側の惣大将となり、水津城に陣取つて防戦している。

#### まとめ

さてこの文書の各条を通して一貫して考えられることは、天正二年二月十八日富田長秀の落命によって急転直下、本願寺領國と化した越前において、旧富田支配下にあつた反本願寺勢力を直ちに糺明し、その一掃を計る必要上、本願寺門徒の村主等をして訴上させた書状だということである。a 条の如く、富田の配下にあつたと目される立神清右衛門の暴挙を訴上出来たのも、又 c 条の如く大坊主分である円宮寺を富田に

同心したとして法敵だときめつけられるのも、やはり本願寺領國下における時点では、ければ不可能なことであろう。

朝倉氏滅亡後の激動する支配体制の中で、地方豪族や門徒農民、寺坊主分がどのような動きを示したかを如実に語ってくれるものとして、又戦記文学と目されてきた朝倉始末記が如何に史料として信憑性の高いものであるかと云うことを示してくれたものとして、この一片の断簡文書の価値は高く評価されるべきであろう。